

ニュースレター

令和7年7月発行

第42号

Newsletter



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター



〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <https://vac-hiroshima.org/>



日本司法支援
センター広島
地方事務所 所長

芥川 宏

ごあいさつ

広島被害者支援センター並びにその会員及び支援活動員の皆様方の日頃の活動に、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

日本司法支援センター（法テラス）は、法的トラブル解決の総合案内所として、2006年に総合法律支援法に基づき国が設立した公的な法人であり、全国に事務所を有しています。これまで法テラスでは、DV・ストーカー・児童虐待の被害者を対象にした法律相談業務、国選被害者参加弁護士に関する業務、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介、民事裁判等手続利用にあたり弁護士費用を立て替える民事法律扶助業務などの犯罪被害者等支援業務を行い、貴センターと連携し犯罪被害者支援を担ってきました。そして、このたびの総合法律支援法改正により、殺人罪、危険運転致死罪などの遺族や性犯罪の被害者を、早期の段階から弁護士が一貫して支援する新しい「犯罪被害者等支援弁護士制度」が創設されます（2026年4月までに施行）。この新制度により、一定の犯罪被害者等は、原則無料で、被害直後から、刑事・民事裁判への対応を含む捜査機関や加害者への対応、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等を含め、弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようになります。

法テラスは、犯罪被害者や遺族が、あまねく全国において適切な法的支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援業務を行う弁護士の確保に努めるとともに、貴センターを含む関係機関との緊密な連携を図り、さらに犯罪被害者支援に尽力したいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



広島市市民局
市民安全推進課長

光重 真樹

ごあいさつ

公益社団法人広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆様には、平素から犯罪被害者等への支援活動に多大な御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、本市における令和6年の刑法犯認知件数は、7,374件となっており、誰もが平穏な暮らしの中で、突然、犯罪被害者となる可能性があります。そうした中、思い掛けず犯罪に遭った被害者やその御家族は、犯罪そのものにより被害を受けるだけでなく、長期にわたり、様々な困難に直面することになります。こうした方々が、再び平穏な生活を取り戻すためには、関係機関が緊密に連携して、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズに的確に応え、必要とされる支援を途切れることなく提供する体制を構築する必要があります。

このため、本市では、令和4年4月に、「広島市犯罪被害者等支援条例」を施行し、市民、事業者、関係機関等と相互に協力して、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、権利利益の保護を図る施策を総合的に推進しているところです。

今後とも、豊富な支援経験を有する広島被害者支援センターを始め、様々な関係機関等と緊密に連携しながら、犯罪被害者等への支援はもとより、市民が安心して生活できる犯罪の起こりにくい安全な地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、広島被害者支援センターの今後ますますの御発展と、関係者の皆様の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

令和7年度通常総会開催



令和7年度の通常総会を6月19日（木）午後5時から、広島市南区の「広島グランドインテリジェントホテル」において開催しました。

欠席の皆様からは委任状若しくは議決権行使書により各議案の決議に参加いただきました。

令和6年度の事業報告、収支決算に関する2議案について審議を行いました結果、委任状・議決権行使書を含め、正会員の個人43名及び41法人の賛同が得られ、いずれも原案通り決議承認されました。

令和6年度事業報告（概要）

令和6年度も公益社団法人・早期援助団体としての目的を達成するための基本方針に沿って、各事業を確実に遂行しました。

支援活動の充実強化としては、電話相談・面接相談の継続や、付添・代理傍聴、関係機関との連絡調整、情報提供などの直接的支援にも被害者等の依頼に対応したこと。

支援活動員の人材育成活動の強化では、研修内容により充実させる工夫をし、県外での研修も積極的に参加して支援活動員のスキルアップに努めたこと。

財政基盤の確立としては、広島県共同募金会主催の社会課題解決プロジェクトに参加しての募金活動や犯罪被害者支援自動販売機の設置、ホンデリング、イオ

ン幸せの黄色いレシート活動への参加など、ファンドレイジング事業を積極的に行ったこと。

広報啓発事業では、当センターの認知度向上と被害者等の現状や被害者支援の必要性を広く県民に知らせるため、また、当センター設立20年を迎えたことから「設立20周年記念式典」を開催し、基調講演やパネルディスカッションを行ったことや各種広報媒体の活用による広報を行ったこと。等を報告し、承認を得ました。

令和6年度収支決算報告（概要）

令和6年度も、預保納付金が削減される中で、当センターの重点事業である支援活動の充実強化、支援活動員等の人材育成活動へ重点的に予算を配分して事業を推進したことを報告し、承認を得ました。

表彰状の贈呈

令和7年度通常総会の席上、長年にわたり被害者支援活動に功労のあった方々へ、表彰状を贈呈しました。

○当センター理事長表彰

【被害者支援活動の功労】

石井 昌子 様

平山久仁子 様

時永 悦子 様



左から理事長、時永様、平山様、石井様

《令和6年度収支決算書》

□収入

(単位：千円) □支出

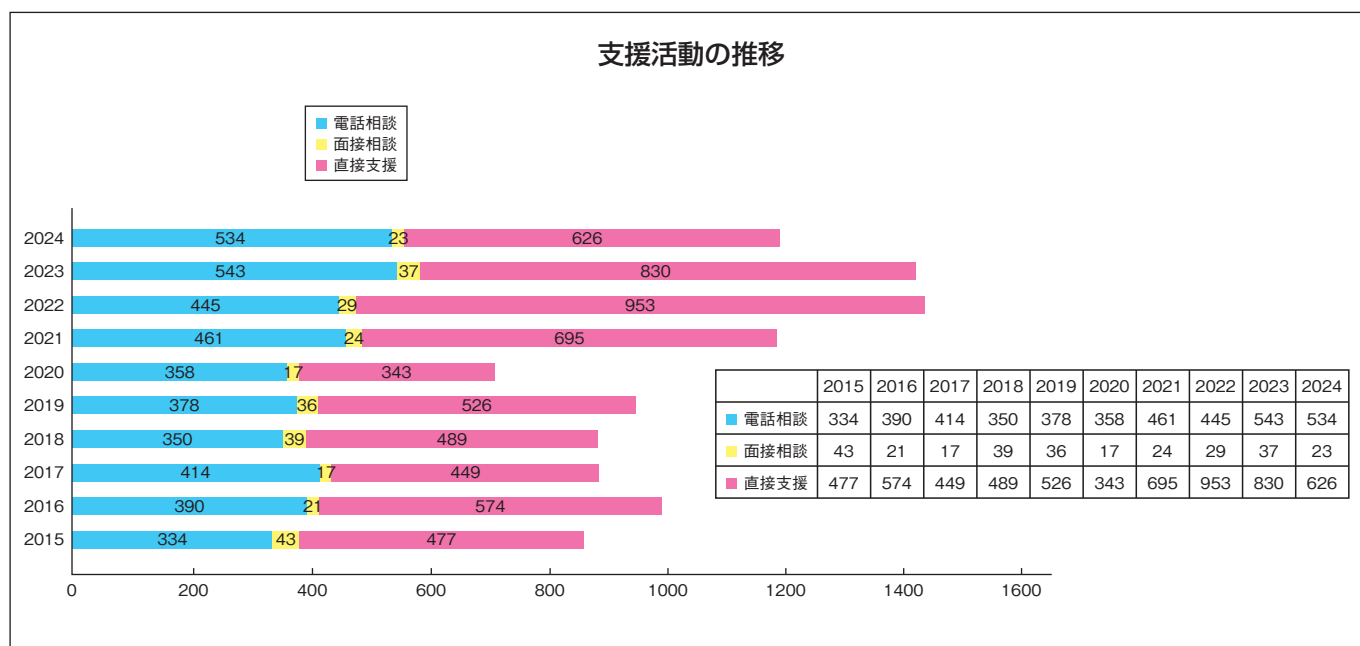
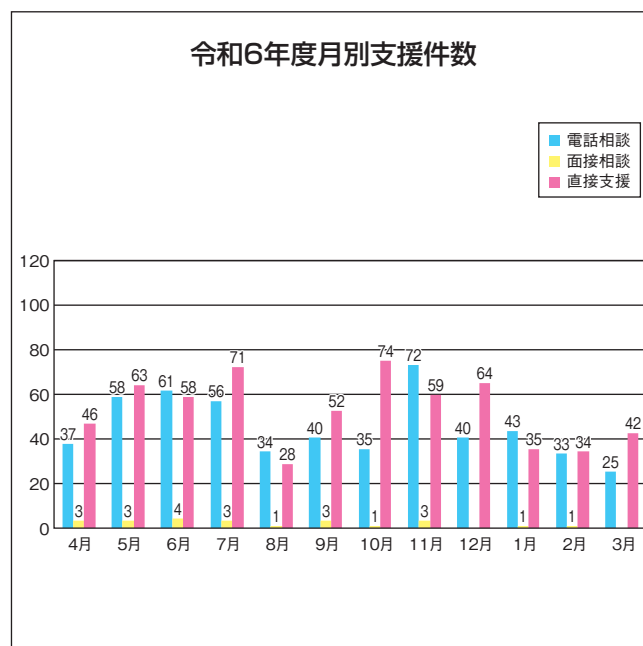
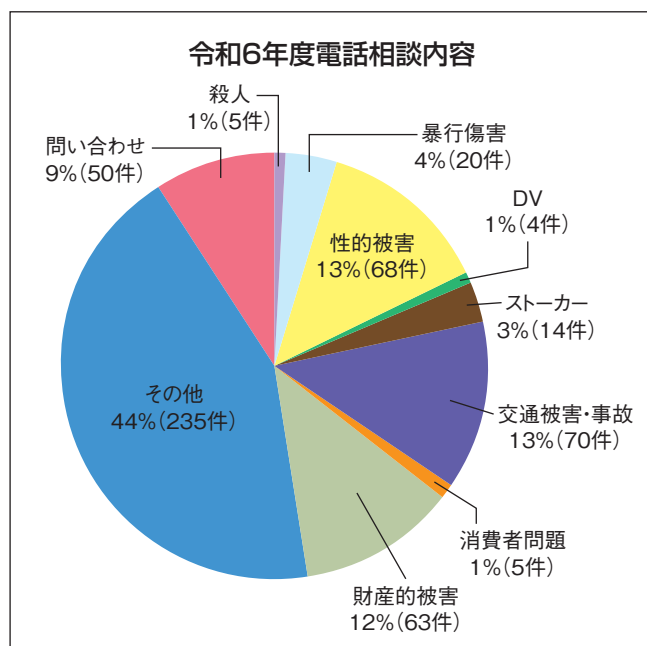
(単位：千円)

勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
会費収入 (個人・法人・団体)	7,972	事業費 (87%)	23,356
寄付金収入 (寄付金)	7,426	管理費 (13%)	3,609
負担金	1,770	(電話相談、面接、法律専門相談、 臨床心理士相談、支援活動員研修、 広報、啓発活動、事務局人件費等、 事務所賃貸料等)	
業務委託費	12,416	次期繰越金	3,857
預保納付金	1,230		
その他	8		
計	30,822	計	30,822

負担金等支援行政機関

広島市、呉市、廿日市市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中市、三原市、竹原市、三次市、福山市、庄原市、尾道市、府中町、海田町、熊野町、県町村会

令和6年度の相談件数



令和7年度 公益社団法人広島被害者支援センター役員名簿

理事長 山本 一隆	理事 上田みどり	理事 平 伸二	理事 吉村 幸子
副理事長 長井 貴義	理事 兒玉 憲一	理事 平本 直樹	監事 河野 隆
副理事長 内野 悌司	理事 後藤 直親	理事 森高 章修	監事 河内 紀和
理事 新 恵里	理事 田中 泉	理事 温泉川梅代	

委嘱状授与式

令和7年3月24日（月）、広島県警察本部警務部警察安全相談課から、来賓として織田敏範課長をお迎えして、令和7年度の被害者支援活動員委嘱状授与式を開催し、山本一隆理事長から37名の支援活動員に対して委嘱状を授与しました。

織田様からご祝辞を賜りますと共に、理事長から「自ら研鑽し被害者に寄り添ったきめ細かい支援をして下さい」とのお話がありました。

最後に皆で「倫理綱領」を唱和して、支援活動に対する気持ちを新たにしました。



第15期被害者支援活動員養成講座開講

令和7年6月5日（木）、新たな支援活動員を養成する、被害者支援活動員養成講座を開講しました。入門編受講生は13名です。

6月から8月までは入門編（12講）で、犯罪被害者支援について基本的なことを学びます。

入門編を修了後、9月から12月までアドバンス編（20講）としてより深い知識の習得と、支援に関わるための実践的な研修を行います。

研修の中では、実際に被害に遭われたご遺族のお話を聴かせて頂く研修もあり、支援することの意味や意義について考える貴重な機会になっています。



中国四国管区警察局長表彰

永年にわたり被害者支援活動に功労のあった、高橋是幸犯罪被害相談員が、7月1日（火）に広島県警察本部において武田一志警務部長から感謝状を授与されました。

高橋さんは、電話相談・面接相談をはじめ、裁判所等への付添いをされる等被害者支援に多大な貢献をされたことで表彰されました。



「社会課題解決プロジェクト」に参加

令和7年1月から3月末まで行われた、広島県共同募金会主催の令和6年度社会課題解決プロジェクト共同募金活動に参加しました。

今回は、目標額を400万円に設定して募金活動を行いました。

その結果、3ヶ月の募金期間内に、県内各企業・団体・個人の方から281件、4,322,302円と、目標を上回るご支援をいただきました。

この募金活動は、寄せられた募金額に応じ、助成金がマッチングギフトとして加算されるしくみになっており、当センターは90万円が加算されました。

その交付式が7月2日（水）に広島県社会福祉会館で行われ、マッチングギフトを併せた5,222,302円が当センターに交付されました。

この寄付金は、犯罪の被害者・ご遺族の支援活動のために大切にに使わせていただきます。

皆様方のご協力に感謝を申し上げますと共に、引き続き被害者支援に関しましてご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。



イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンに参加

イオンが実施しているこのキャンペーンに昨年度も、マックスバリュ牛田店において参加させていただきました。

この活動は、毎月11日のイオンデーにレジ精算時の黄色いレシートを備付BOXに投函していただくことで、レシート合計額の1%分が参加団体に寄付されて役立つ活動です。

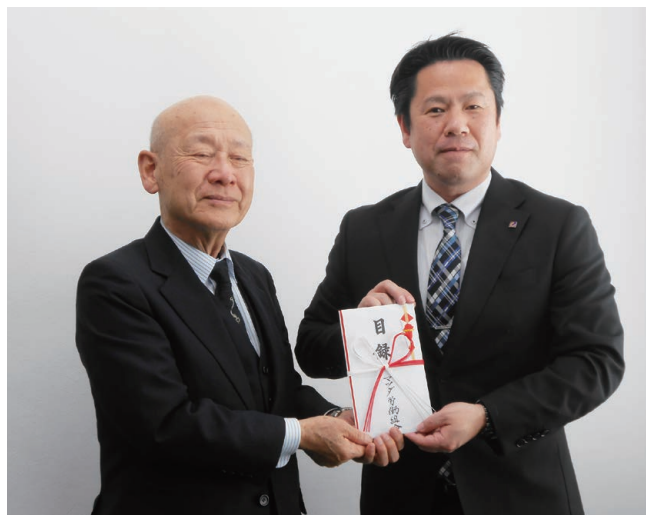
昨年度は、イオンギフトカードにより7,900円の贈呈金額を得ることが出来ましたので、会議及び研修用の飲料を購入して活用させていただきました。

黄色いレシートの投函をいただいた皆様方のご支援に感謝を申し上げますと共に、引き続きこの活動に対しまして深いご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

マツダ労働組合様より寄付をいただきました

マツダ労働組合様には、当センターの支援活動に対し深いご理解とご賛同をくださり、令和7年2月13日（木）に金子副委員長より多額の寄付を寄せていただきました。

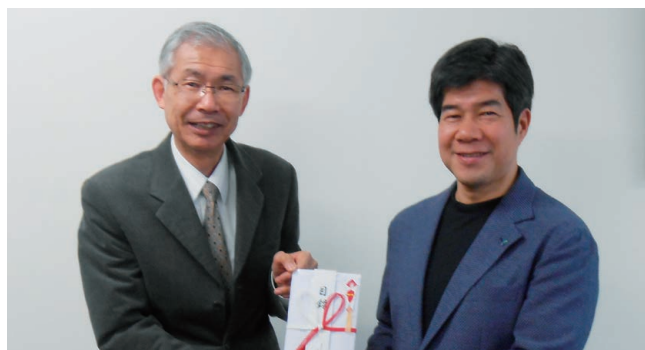
心より感謝申し上げますと共に、被害者等への支援活動に有効に使わせていただきます。



(株)プロバホールディングス様より寄付をいただきました

プロバホールディングス様からは、先代社長（平本将人様）の遺志を継いで、毎年社会課題解決プロジェクト共同募金の時期に多額の寄付を行なってくださいます。令和7年3月11日（火）に例年通り寄付を賜りました。

心より感謝申し上げますと共に、被害者等への支援活動に有効に使わせていただきます。



本願寺派安芸教区仏教婦人会連盟様より寄付をいただきました

本願寺派安芸教区仏教婦人会連盟様には、当センターの活動に深く賛同いただき毎年多額の寄付をいただいております。今年も令和7年3月12日（水）に多額の寄付を賜りました。

本願寺広島別院において西川委員長から櫻井事務局長に贈呈されました。

事務局長が委員長をはじめ各委員の皆様に対し、当センターの事業紹介や感謝の意を含め挨拶しました。

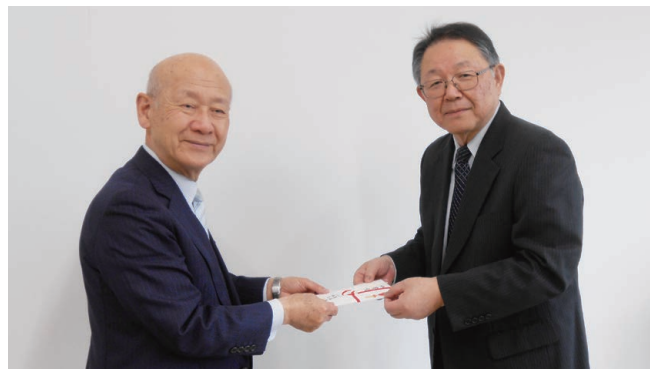
心より感謝申し上げますと共に、被害者等への支援活動に有効に使わせていただきます。



国家公務員共済組合連合会吉島病院様より寄付をいただきました

吉島病院様では、令和7年3月1日（土）に同病院において地域に根ざした病院を目指して、「吉島病院地域まつり」として防犯講演会や健康チェック・手術室体験見学等が開催されました。その中で、当センターの支援活動に賛同していただき、当センターへの寄付のため「おもいやりバザー」が催されました。寄付金は、令和7年3月17日（月）に山岡直樹院長が当センターを訪問され、山本理事長に贈呈されました。

心より感謝申し上げますと共に、被害者等への支援活動に有効に使わせていただきます。



犯罪被害者等の 被害回復のための休暇制度

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

犯罪被害者等の方々が様々な状況に直面する中、必要な休暇を負担なく取得できることには大きな意義があります。

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう、事業者の皆様、休暇の導入について考えてみましょう。

同休暇制度については、厚生労働省及び警察庁から提唱されています。

詳しくは、

○厚生労働省働き方・休み方改善ポータルサイト
「特別な休暇制度」

○警察庁犯罪被害者等施策ホームページ
をご覧ください。

被害者支援講演会開催のお知らせ

期 日 令和7年11月29日(土) 13:30~16:00

場 所 広島弁護士会館

講 演 殺人事件被害者ご遺族

清家 政明 様

※申し込み方法等詳しい内容は、後日ホームページやチラシでお知らせします。



編集後記

今号では、4つの団体様からの寄付および「社会課題解決プロジェクト」への参加や「ホンデリング」による支援など、センターへの多くの財政支援についての記事を掲載しました。こうした財政支援は、支援活動員、事務局、理事の皆さまの堅実な被害者支援活動が、地域の方々に認めて頂いている証左であると思います。今後とも継続できることを祈念します。

「犯罪被害者支援自動販売機」設置のお願い

被害者支援を呼びかけ、自動販売機の売り上げの一部を被害者支援金として当センターに寄付していただくもので、平成23年から取り組みをはじめています。

当センターの活動にご賛同いただき、またCSR活動の一環として、ご協力いただける企業・団体様を募っております。詳しくは、当センター事務局へお問い合わせください。ご協力をお願いいたします。



ホンデリング（本での支援）のお願い

不要になった本やCD、DVDを寄付して頂くことが、犯罪の被害に遭われた方々への支援活動につながります。これまでもたくさんの方にご協力頂きました。

詳しくは、当センターのホームページ（「ホンデリングによる支援」）をご覧ください。

（賛）広島被害者支援センターをサポートして下さる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

1

賛助会員
とは

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2

賛助会員の
種類と会費

賛助会員(年会費)は、
個人会員 1口 2,000円
法人・団体会員 1口 10,000円
口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。

3

振込み先

銀行をご利用の方
広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
口座番号 01310-6-57119
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター

4

入会して
いただく

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。